



**2019年度
電源 I 周波数調整力入札募集要綱**

**2019年8月30日
中部電力株式会社**

目 次

はじめに	1
1 適用	4
2 周波数調整力の提供	4
3 入札実施のスケジュール.....	5
4 募集容量	6
5 周波数調整力の提供期間.....	6
6 契約電源等および入札の単位	6
7 周波数調整力契約電力	7
8 入札の条件	8
9 主な契約条件	12
10 入札価格	16
11 総合評価方式における評価順位の決定	17
12 落札案件の決定	18
13 応札方法	20
14 契約の締結	22
15 専用線オンライン指令で制御可能にするための設備	23
16 設備要件・運用要件の確認・試験	24

別冊 電源 I 周波数調整力契約書【標準契約書】

2019年度電源Ⅰ周波数調整力入札募集要綱

中部電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者として、主に実需給断面における周波数制御および需給バランス調整等（以下「周波数調整等」といいます。）を実施するにあたり、一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力について、電力供給の安定性、経済性等の観点から、入札を実施することといたしました。

当社は、この電源Ⅰ周波数調整力入札募集要綱（以下「入札要綱」といいます。）にもとづいて、周波数調整力入札（以下「入札」といいます。）を実施し、当社に対して周波数調整力の提供を行う者、およびその契約条件を決定いたします。

なお、今回実施する入札においては、周波数調整力の安定的な確保の観点から、長期契約（1年間）を前提としておりますが、確保した周波数調整力のトラブルや募集容量の前提となる需要想定の見直し等の状況変化に応じて、随時、短期契約（1年未満）による追加募集を行うことがあります。

はじめに

（1）一般注意事項

- ・入札要綱にもとづき入札書を提出される事業者（以下「応札者」といいます。）は、入札書を作成する際には、入札要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。また、審査過程において効率的な審査ができるように、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- ・応札者は、入札要綱に定める諸条件および『別冊 電源Ⅰ周波数調整力契約書【標準契約書】』（以下「電源Ⅰ周波数調整力契約書」といい、これにもとづく契約を「電源Ⅰ周波数調整力契約」といいます。）の内容をすべて承認のうえ、当社に入札書を提出してください。
- ・応札者が落札した場合、電源Ⅰ周波数調整力契約のほかに、別途当社との間で『電源Ⅱ周波数調整力契約書【標準契約書】』にもとづく契約（以下「電源Ⅱ周波数調整力契約」といいます。）を締結していただく必要がありますので、上記入札書の提出とあわせて当該募集への申込を行ってください。
- ・応札者が入札書の提出後に入札辞退を希望する場合は、ただちに書面により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめ了承願います。入札辞退者の入札書は速やかに返却いたします。
- ・電源Ⅰ周波数調整力契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。
- ・入札案件の審査においては、当社（小売部門・発電部門）が自ら応札する場合においても、入札要綱に定める募集条件や評価方法等にもとづき、公平に取り扱うものといたします。

- ・ 応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。
- ・ 応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能ですが、グループ各社が日本国において法人格を有するものとしたします。グループで応札する場合には、入札書において参加事業者すべての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社の窓口となる代表事業者を明示してください。この場合は、代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとしたします。
- ・ 以下のいずれかに該当する関係にある者らによる複数の応札は認めないものとしたします。当該関係にある者らが応札を希望する場合は、そのうちの一のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。

ア 資本関係

(ア) 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社もしくは合同会社をいいます。）の業務を執行する社員、組合の理事またはこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、上記アまたはイと同視しうる関係

- ・ 入札要綱にもとづき評価した結果、当社が電源Ⅰ周波数調整力契約を締結することを決定した応札者（以下「落札者」といい、当社と電源Ⅰ周波数調整力契約を締結した落札者を「契約者」といいます。）が第三者と合併、会社分割または電源Ⅰ周波数調整力契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ当社の承認を受けるものとしたします。なお、電源Ⅰ周波数調整力契約承継の詳細な取扱いについては、電源Ⅰ周波数調整力契約書を参照してください。
- ・ 入札に係る諸費用、入札書作成に要する費用、電源Ⅰ周波数調整力契約に係る協議に要する費用等、応札者側で発生する諸費用につきましては、すべて応札者の負担となります。
- ・ 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本文が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともにその和訳を正式な書面として提出してください。

- ・入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。

(2) 守秘義務

- ・応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

(3) 問合せ先

- ・入札要綱の内容に関するご質問は、下記の当社ホームページ問合せ専用フォームより受け付けます。なお、審査状況等に関する問合せにはお答えできません。

当社ホームページ問合せ専用フォームURL：

https://www.chuden.jp/a/sys/Inquiry_18417/273444/index.html?li=PC

1 適用

この入札要綱は、2019年度に当社が実施する入札に適用いたします。

2 周波数調整力の提供

この入札要綱において、周波数調整力の提供とは、対象の発電設備（蓄電設備を含みます。）または負荷設備等（以下「契約電源等」といいます。）について、常時、当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令※等にもとづき発電出力の増加または電力使用の抑制（以下「発電等」といいます。）が可能な状態に維持し、当該指令等があったときには、それに従い、発電等を行うことをいいます。

※一般送配電事業者が周波数調整等を行うため、中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的に周波数制御等機能を具備した契約電源等へ発電等を指令すること。

- (1) あらかじめ定める定期点検等の停止期間を除き、常時、契約電源等を当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令等にもとづき発電等が可能な状態に維持していただきます。
- (2) 当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令等に従い、周波数調整力契約電力の範囲内で発電等を行っていただきます。周波数調整力契約電力の詳細は、『7 周波数調整力契約電力』を参照してください。

ア 起動および停止

- ・契約電源等の起動（起動後系統並列するまでを指します。）または停止を行うことをいいます（専用線オンライン指令によらない場合もあります。）。

イ 出力の増減

- ・契約電源等の出力について、周波数調整等機能を使用し、増減させることをいいます。

3 入札実施のスケジュール

2019年度の入札は、次のスケジュールで実施いたします。

日程	ステップ
2019年7月10日(水)	入札実施および入札要綱案の公表
2019年7月10日(水) ～8月9日(金)	入札要綱案に対する提案募集(RFC: Request for Comments)の受付
2019年8月13日(火) ～8月29日(木)	提案内容の検討, 入札要綱の確定
2019年8月30日(金)	入札募集開始
2019年10月28日(月)	入札募集締切
2019年10月29日(火) ～11月27日(水)	落札案件の選定
2019年11月28日(木)	落札案件の決定, 入札結果の公表
2019年11月28日(木)～	落札者との電源I周波数調整力契約に係る契約協議

- ・上記スケジュールは、必要に応じて変更する場合があります。その場合は、速やかにお知らせいたします。

4 募集容量

募集容量は、174万4千キロワットといたします。

- ・募集容量を上回る応募があった場合の落札案件の決定方法は、『12 落札案件の決定』によります。
- ・応札していただく発電設備等に必要な機能や条件の詳細は、『8 入札の条件』を参照してください。
- ・応札量は、周波数調整力契約電力の値といたします。周波数調整力契約電力の詳細は、『7 周波数調整力契約電力』を参照してください。

5 周波数調整力の提供期間

周波数調整力の提供期間（以下「提供期間」といいます。）は、2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間といたします。

- ・応札時点で営業運転を開始していない発電設備等、および当社中央給電指令所との専用線オンライン信号の送受信を開始していない発電設備等の場合、提供期間の始期までに発電設備等の試運転や必要な試験を完了していることが必要です。また、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、提供期間の始期までに必要な工事・試験を完了していることが必要です。

6 契約電源等および入札の単位

契約電源等および入札の単位は、次のとおりといたします。

- ・当社は契約電源等ごとに指令を行うものとし、契約電源等は、原則として発電機および需要場所※の単位で設定していただくものといたします。ただし、デマンドレスポンス（需要者が電力の使用を抑制または増加させること。以下「DR」といいます。）を実施できる需要者を集約し、応札者が指定する当該複数の需要場所における需要者の電気の使用を抑制または増加することにより周波数調整力の提供を行う場合には、当該指定の複数の需要場所をまとめて1契約電源等といたします。

※当社託送供給等約款（以下「約款」といいます。）における需要場所を指します。

- ・入札は、契約電源等ごとに周波数調整力契約電力を設定して実施していただきます。周波数調整力契約電力の詳細は、『7 周波数調整力契約電力』を参照してください。
- ・1事業者が異なる契約電源等をもって複数の入札を行うことは可能ですが、同一の契約電源等をもって複数入札することはできません。

・電源 I 周波数調整力契約に応札する契約電源等と同一の契約電源等をもって、電源 I 需給バランス調整力入札募集および電源 I 一般気象対応調整力入札募集に応札することは可能ですが、その場合の取扱いは次のとおりといたします。

(1) 各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札（以下「重複入札」といいます。）する場合

・電源 I 周波数調整力入札募集の落札案件となった場合、電源 I 需給バランス調整力入札および電源 I 一般気象対応調整力入札への応札は取り消すものといたします。

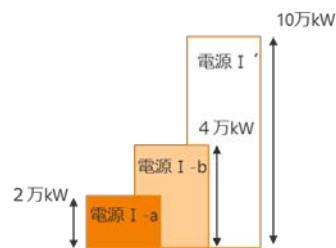
(2) 各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札（以下「複数入札」といいます。）をする場合

・各調整力においてそれぞれ落札判定を行うものといたします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないように、それぞれの契約電力を設定していただきます。（容量が重複し、『8 入札の条件』を満たしていないと当社が判断した場合、失格とさせていただきます場合があります。）

【参考：手続きイメージ】

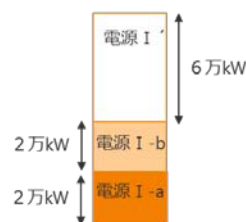
<重複入札>

- 電源 I 周波数調整力（電源 I -a）に 2 万kW を応札
- 電源 I 需給バランス調整力（電源 I -b）に 4 万kW を応札
- 電源 I 一般気象対応調整力（電源 I '）に 10 万kW を応札



<複数入札>

- 電源 I -a に 2 万kW，電源 I -b に 2 万kW，電源 I ' に 6 万kW を応札



7 周波数調整力契約電力

周波数調整力契約電力は、あらかじめ定める停止期間を除き、当社が契約上使用できる最大容量（キロワット）であり、常時、当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令による信号により、5分以内に目標出力に到達可能で、運転継続が原則として7時間以上可能である値といたします。

・周波数調整力契約電力は、あらかじめ定める停止期間を除き、当社が契約上使用でき

る最大容量（キロワット）であり，常時，当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令にもとづき，5分以内※に目標出力に到達可能で，最大容量による運転継続が原則として7時間以上可能である値とし，5，000キロワット以上，1キロワット単位で契約電源等ごとに応札者に設定していただきます。

※あらかじめ当社からの起動指令を受けて，系統並列している状況を前提といたします。

- ・周波数調整力契約電力は，送電端の値といたします。
- ・負荷設備を活用して周波数調整力の提供を行う場合には，約款で定める損失率を考慮した値といたします。

8 入札の条件

応札者は，以下の要件をすべて満たすことを入札の条件といたします。
以下の要件を満たしていないと当社が判断した場合，失格とさせていただきます。

(1) 対象発電設備等

- ・当社系統に連系する発電設備等（地域間連系線を経由して当社系統に接続するものを除きます。）で，当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令等にもとづき出力調整可能なものといたします。
- ・使用する燃料等については特に指定いたしません，提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。
- ・応札時点で営業運転を開始していない発電設備等，および当社中央給電指令所との専用線オンライン信号の送受信を開始していない発電設備等の場合，提供期間開始までに発電設備等の試運転や必要な試験を完了していることが必要です。
- ・発電設備を活用して周波数調整力の提供を行う場合，契約電源等が約款にもとづく発電量調整供給契約の対象電源であることが必要です。

(2) 発電設備等の機能

- ・応札していただく発電設備等は以下の設備要件をすべて満たしていることが必要です。

ア 周波数調整等機能

- ・火力発電設備においては，以下の周波数調整等機能について，原則として下表に示す性能で保有していただきます。ただし，当社系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行うことがあります。
- ・ADC変化速度，ADC幅，最低出力については，下表に示す性能を保有していない場合でも応札は可能ですが，『11 総合評価方式における評価順位の決定』（2）非価格要素ポイントの算出において減点評価を行います。

- ・火力発電設備以外においては、火力発電設備と同等程度の周波数調整等機能を保有していただくものとし、必要に応じて別途協議を行うことといたします。

(ア) ガバナフリー運転機能

発電機の回転速度を負荷の変動のいかんにかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追随して出力を増減させる運転を行う機能。

(イ) 周波数変動補償機能

系統の周波数変動により、ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が出力指令値に引き戻すことがないように、ガバナによる出力相当を出力指令に加算する機能。

(ウ) A D C

当社中央給電指令所からの出力信号に追従し、自動的に発電機出力を変動させる機能。

	ガスタービンおよび ガスタービンコンバ インドサイクル	その他火力
ガバナフリー	速度調定率 5 % 以下	速度調定率 5 % 以下
ガバナフリー幅	5 % 以上 (定格出力基準)	3 % 以上 (定格出力基準)
A D C 変化速度※ 1	5 % / 分以上 (定格出力基準)	1 % / 分以上 (定格出力基準)
A D C 幅	6 0 % 以下～定格出力 (定格出力基準)	4 0 % 以下～定格出力 (定格出力基準)
最低出力※ 2	5 0 % 以下 (定格出力基準) D S S 機能具備※ 3	3 0 % 以下 (定格出力基準)

※ 1 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安全運転により満たせない場合には別途協議。

※ 2 気化ガス (boil of gas) 処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。

※ 3 D S S (需給運用の一環として、発電機を電気の使用量が少ない夜間時間帯や太陽光供給力の多い昼間時間帯に停止し、その他の時間帯に起動させること。1日の間に起動・停止を行うことから、日間起動停止運転といいます。Daily Start up and Shut down または Daily Start Stop の略。) は、発電

機解列から並列まで8時間以内で可能なこと。

イ 専用線オンライン指令の信号送受信機能

- ・周波数調整等に必要な以下の信号を送受信する機能を具備していることが必要です。当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(J E S C Z 0 0 0 4 (2 0 1 6)) への準拠が必要となります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

(ア) 受信信号

- ・ADC指令値(上げ, 下げ)

(イ) 送信信号

- ・現在出力
- ・ADC使用/除外
- ・ADC上下限
- ・周波数調整等機能故障

(3) 発電設備等の運用

ア 5分以内の出力増減

- ・あらかじめ定める停止期間を除き、常時、当社中央給電指令所からの専用線オンラインによる指令により、5分以内に周波数調整力契約電力の出力増減が可能であることが必要です。

イ 運転継続時間

- ・当社の指令に応じた運転継続が、原則として、7時間にわたり可能であることが必要です。

ウ 発電機等の定期点検、補修作業期間

- ・定期点検、補修作業等による停止計画は、原則として、年間48日以内に設定していただくことが必要です。
- ・停止時期は、原則として高負荷期(7月16日~9月15日)を避けて計画してください。また、他発電機等の作業との重複等を避けるため、当社が停止計画の調整を希望する場合、調整に応じていただきます。この結果、年間作業停止計画日数から下回って周波数調整力の提供を行う計画(この計画における年間停止計画日数について、以下「見直し後年間作業停止計画日数」といいます。)とする場合には、見直し後年間作業停止計画日数が48日未満の場合に限り、年間作業停止計画日数から見直し後年間作業停止計画日数を差し引いた日数(以下「追加作業調整計画日数」といいます。)について、『9 主な契約条件』(4)ウ(エ)追加停止調整料金の算定に反映いたします。

※年間作業停止計画日数が48日を上回る場合、追加作業調整計画日数算定上の年

間作業停止計画日数は48日といたします。

エ 不具合発生時の復旧対応

- ・不具合の発生時には、速やかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

(4) 負荷設備を活用した周波数調整力の提供

- ・負荷設備を活用して周波数調整力の提供を行う者（以下「アグリゲーター」といいます。）は、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

ア アグリゲーターが複数の需要者を束ねて周波数調整力を提供する場合、需要者ごとの調整量が1キロワット以上であり、次のいずれにも該当すること。

(ア) 需要者に対して、次の事項を定めた調整計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な発電等出力の増減の指示を適時に出すことができること。

- a 発電等出力の増減量
- b 発電等出力増減の実施頻度および時期

(イ) 周波数調整力の安定かつ適正な提供を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

(ウ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立、実施および維持すること。

(エ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している事業者（小売電気事業者等）が周波数調整力を確保するよう、当該事業者とアグリゲーターとの間または当該事業者と需要者との間で適切な契約等がなされていること。

イ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ウ 調整電力量の算定上、需要場所が約款31（計量）（2）に該当しないこと。

エ 需要者に約款における需要者に関する事項を遵守する旨を承諾させ、これを遵守すること。また、複数のアグリゲーターが同一需要者の負荷設備を活用して応札したときには、その妥当性を確認するため、当該需要者の情報が当社から当該アグリゲーター全員に通知される旨を需要者に承諾させること。

(5) 技術的信頼性

- ・応札者が発電等実績（アグリゲーターの場合にはDR実績〔DR実証試験による実績を含みます。〕）を有すること、または発電等実績を有する者の技術的支援等により、周波数調整力の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性が確保されていることが必要です。詳細は、『16 設備要件・運用要件の確認・試験』を参照してください。
- ・(2)で定める設備要件および(3)で定める運用要件を満たしていることを確認するた

めに、当社から以下の対応を求められた場合は、その求めに応じていただきます。

- ・試験成績書の写し等，発電機等の性能を証明する書類等の提出。
- ・当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令による性能確認試験の実施。
- ・現地調査および現地試験。
- ・その他当社が必要と考える対応。

(6) 計量器等の設置

- ・当社は契約電源等の単位に指令を行い，調整力料金をお支払いすることから，提供期間の始期までに必要な計量器等（30分ごとに計量することが可能）が設置されていることが必要です。

(7) 電源Ⅰ周波数調整力契約書の承認

- ・電源Ⅰ周波数調整力契約書をあらかじめ承認していただくことが必要です。
- ・落札者は，当社と協議のうえ，電源Ⅰ周波数調整力契約を締結していただきます※。
- ・電源Ⅰ周波数調整力契約における契約電源等については，別途，当社と電源Ⅱ周波数調整力契約を締結していただきます。

※ジョイント・ベンチャー等のグループとして応札，落札した場合は，代表事業者を含む全参加事業者または代表事業者のいずれかで締結していただきます。なお，代表事業者が締結するときには，代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものといたします。

9 主な契約条件

主な契約条件は次のとおりといたします。

(1) 契約期間

- ・契約期間は，電源Ⅰ周波数調整力契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。

(2) 目的外利用の禁止

- ・電源Ⅰ周波数調整力契約における契約電源等の周波数調整力契約電力については，あらかじめ定める停止期間を除き，常時，当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令等に従った運転および待機をしていただく必要があるため，当社の承諾を得た場合を除き，当社への周波数調整力提供の目的以外に活用してはならないことといたします。

(3) 発電機等の停止

ア 停止計画

- ・補修作業等のために発電機等を停止する場合、契約者は当社が定める期日までに契約電源等の停止計画を当社へ提出していただきます。
- ・他発電機等の作業との重複等を避けるため、当社が停止計画の調整を希望する場合、調整に応じていただきます。詳細は、『8 入札の条件』(3) ウを参照してください。

イ 停止日数

- ・(4) ウの超過停止割戻料金等の算定の対象となる停止日数は以下のとおりといたします。

(ア) 計画停止日数

- ・補修停止計画にもとづき、補修等のために発電機等を停止した日を計画停止日数として計算いたします。ただし、契約者が周波数調整力を提供可能な代替発電機等をあらかじめ提示し、当社が差替えを認めた場合は、計画停止日数の計算に入れません。この場合、当該代替発電機等は、『8 入札の条件』(1)～(3)に合致しており、かつ、電源Ⅱ周波数調整力契約の契約電源等であることが必要です。

(イ) 計画外停止日数

- ・(ア)の場合を除き、前日までに当社に通知のうえ、当社の責めとならない事由で、周波数調整力の全部または一部が提供できない(以下「停電」といいます。)場合※、停電が発生した日を計画外停止日数として計算いたします。ただし、天変地異等やむを得ない事由による場合は、計画外停止日数の計算に入れません。

※停電には、設備トラブルによる計画外停止のほか、出力一定作業、作業等によるADC機能のロックを含みます。また、これらの停止日数は、作業停電伝票にて実績を確認するため、該当する場合は作業停電伝票を発行していただきます。

- ・ゲートクローズまでに、契約者が周波数調整力を提供可能な代替発電機等を提示し、当社が認めた場合は、差替えを行うことが可能です。この場合、当該代替発電機等は『8 入札の条件』(1)～(3)に合致しており、かつ、電源Ⅱ周波数調整力契約の契約電源等であることが必要です。当日23時までに差替えが完了した場合、その翌日以降については、計画外停止日数の計算に入れません。

(4) 周波数調整力契約電力料金

- ・契約電源等ごとに、月間料金から停電割戻料金、超過停止割戻料金、停止調整料金および追加停止調整料金を加減算した金額を、すべての契約電源等につき合計した金額を、周波数調整力契約電力料金として、各料金算定期間(毎月1日から当該月末日まで)の翌月22日までにお支払いいたします。
- ・消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。

- ・契約者が収入課税の場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、収入課税・所得課税のいずれに該当するか、『様式2』応札者の概要』で提示していただきます。事業税相当額の詳細は、『10 入札価格』を参照してください。

ア 月間料金

- ・年間料金を12で除した金額といたします。なお、端数は3月分料金で調整いたします。

イ 停電割戻料金

- ・契約者の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責めとならない事由で停電した場合、料金算定期間中の停電時間をもとに算定した修正停電時間の合計（以下「停電割戻対象時間」といいます。修正停電時間は以下の算式により算定された時間とし、停電が発生翌日以降に継続する場合は当日中の停電時間に限ります。）を対象に、停電割戻料金を算定するものといたします。なお、停電割戻料金は翌月分料金に反映する（差し引く）ものといたします。

$$\text{停電割戻料金} = \text{年間料金} \times \frac{\text{停電割戻対象時間}}{8,760 - 24 \times \text{年間作業停止計画日数}} \times 1.5$$

$$\text{修正停電時間} = \text{停電時間} \times \frac{\begin{array}{l} \text{周波数調整力契約電力} \\ \text{— 当該停電時間におけるウ（ア）の停止割戻対象電力} \\ \text{— 当該停電時間を通じて提供可能な周波数調整力※} \end{array}}{\text{周波数調整力契約電力}}$$

※当該停電時間を通じて提供可能な周波数調整は、あらかじめ契約者が当社に申し出を行い、当社が認めた値といたします。

ウ 超過停止割戻料金等

（ア）年間停止日数

- ・超過停止割戻料金等の算定に用いる年間停止日数は、停止日ごとに以下の算式により算定される修正値の年間合計といたします。

$$\text{修正値} = \frac{\begin{array}{l} \text{停止割戻対象電力（周波数調整力契約電力—} \\ \text{当該停止日を通じて提供可能な周波数調整力※）} \end{array}}{\text{周波数調整力契約電力}}$$

※当該停止日を通じて提供可能な周波数調整力は、停止日の前日までに契約者が当社に申し出を行い、当社が認めた値といたします。

（イ）超過停止割戻料金

- ・年間停止日数が年間作業停止計画日数※を超過した場合、当該超過した日数（超

過日数) について超過停止割戻料金を算定するものといたします。なお、超過停止割戻料金は3月分料金に反映する(差し引く)ものといたします。

※年間作業停止計画日数が48日未満の場合、超過停止割戻料金算定上の年間作業停止計画日数は48日といたします。

$$\text{超過停止割戻料金} = \text{年間料金} \times \frac{\text{超過日数}}{365 \text{日} - \text{年間作業停止計画日数}}$$

(ウ) 停止調整料金

・年間停止日数が年間作業停止計画日数を下回る場合※、当該下回る日数(追加運転日数)について停止調整料金を算定するものといたします。なお、停止調整料金は3月分料金に反映する(加算する)ものといたします。

※年間作業停止計画日数が48日以下の場合、停止調整料金の対象外とします。また、年間停止日数が48日未満の場合、停止調整料金算定上の年間停止日数は48日といたします。

$$\text{停止調整料金} = \text{年間料金} \times \frac{\text{追加運転日数}}{365 \text{日} - \text{年間作業停止計画日数}}$$

(エ) 追加停止調整料金

・追加作業調整計画日数がある場合で、年間停止日数が48日※1を下回るときには、当該下回る日数(追加作業調整運転日数)※2について追加停止調整料金を算定するものといたします。なお、追加停止調整料金は3月分料金に反映する(加算する)ものといたします。

※1 年間作業停止計画日数が48日を下回る場合は、追加作業調整運転日数算定上の48日は年間作業停止計画日数といたします。

※2 追加作業調整運転日数が追加作業調整計画日数を上回る場合は、追加停止調整料金算定上の追加作業調整運転日数は追加作業調整計画日数といたします。

$$\text{追加停止調整料金} = \text{年間料金} \times \frac{\text{追加作業調整運転日数}}{365 \text{日} - \text{年間作業停止計画日数}}$$

(5) 調整力料金

- ・当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令等にもとづく契約電源等の起動，出力増減等に係る料金については，別途締結していただく電源Ⅱ周波数調整力契約における調整力料金の算定方式に従って算定し，電源Ⅱ周波数調整力契約にもとづく調整力料金の支払いにあわせてお支払いいたします。

(6) 計量

- ・調整力料金（電力量料金）の算定に必要な発電実績等の計量は，別途締結していただく電源Ⅱ周波数調整力契約にもとづく計量とあわせて，同一の方法にて行います。

(7) 契約解除

- ・電源Ⅰ周波数調整力契約の当事者は，相手方が電源Ⅰ周波数調整力契約に定める義務を履行しない場合，相手方に対して，書面によりその履行を催告し，催告後10日を経過しても当該義務が履行されないときは，電源Ⅰ周波数調整力契約を解除できるものといたします。
- ・電源Ⅰ周波数調整力契約の当事者は，自己の責めに帰すべき事由により電源Ⅰ周波数調整力契約を解除された場合，相手方に生ずる損害を賠償するものといたします。
- ・契約の解除条件および賠償の詳細等は，電源Ⅰ周波数調整力契約書を参照してください。

(8) その他

- ・発電設備の所内消費電力については，契約者自ら調達していただきます。

10 入札価格

入札価格は，以下のとおりといたします。

- ・入札価格は，年間料金を周波数調整力契約電力で除した値（円／キロワット）といたします。
- ・入札価格は，小数点以下第2位までとし，小数点以下第3位で四捨五入したものといたします。
- ・当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令等にもとづき契約電源等が起動，出力増減等を行った場合に係る費用については，これらの実績にもとづき，別途算定のうえ，調整力料金としてお支払いいたしますので，年間料金に算入しないでください。
- ・消費税等相当額は，外税方式によりお支払いいたしますので，年間料金に算入しないでください。

・事業税相当額の取扱いについては、次の a, b を選択のうえ、『様式 2』応札者の概要』で提示していただきます。

- a 収入課税の場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、年間料金には算入しないでください。
- b 所得課税の場合、年間料金の中に事業税相当額を含めて算定してください（料金支払い時に事業税相当額を加算はいたしません。）。

※応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。

1.1 総合評価方式における評価順位の決定

価格要素および非価格要素をポイント化して評価する総合評価方式により、当社が総合ポイントを算定し、評価順位を決定いたします。

(1) 価格要素ポイントの算出

- ・価格要素ポイントは 89 点といたします。
- ・応札案件の中で最も安価な入札価格（以下「基準入札価格」といいます。）を基準として、以下の算式のとおり、入札価格に周波数調整力提供可能時間（1 日のうち、周波数調整力を提供できない時間がある場合、当該時間を減算いたします。）、運転継続時間、年間作業停止計画日数を考慮して価格要素ポイント（小数点以下第 3 位を四捨五入）を算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{価格要素ポイント} = & \frac{\text{基準入札価格}}{\text{入札価格}} \times \frac{\text{運転継続時間}^{\ast 1}}{7 \text{ 時間}} \\ & \times \frac{\text{周波数調整力提供可能時間}}{24 \text{ 時間}} \\ & \times \frac{365 \text{ 日一年間作業停止計画日数}^{\ast 2}}{365 \text{ 日一年間作業停止可能日数 (48 日)}} \\ & \times \text{価格要素ポイント (89 点)} \end{aligned}$$

※ 1 運転継続時間が 7 時間を超過する場合は、7 時間とする。

※ 2 年間作業停止計画日数が 48 日未満の場合は、48 日とする。

(2) 非価格要素ポイントの算出

- ・非価格要素ポイントは、満点を 11 点とし、加点項目または減点項目および加点条件または減点条件とその配点は、下表のとおりといたします。

- ・なお、加点項目および減点項目のいずれにも該当しない場合の非価格要素ポイントは3点とし、該当項目がある場合には3点から該当項目の配点を合計した値を加減算いたします。

加点項目1	+1点	: ADC変化速度 (15%/分以上〔定格出力基準〕)
加点項目2	+1点	: ADC幅 (要件※に定める下限より定格出力の10%以上拡大)
加点項目3	+4点	: 並列時間 (指令から並列まで5分以内)
加点項目4	+1点	: 再並列までの時間 (再並列まで1時間以内)
加点項目5	+1点	: 給電運用において常にADC運転が可能
減点項目1	-1点	: ADC変化速度 (要件※を満たしていない)
減点項目2	-1点	: ADC幅 (要件※を満たしていない)
減点項目3	-1点	: 最低出力 (要件※を満たしていない)

※『8 入札の条件』(2)アを参照。

(3) 総合ポイントによる評価順位の決定

- ・価格要素ポイントと非価格要素ポイントを加算したポイント (以下「総合ポイント」といいます。) の高いものから、順位付けいたします。なお、総合ポイントは、100点を満点といたします。
- ・総合ポイントが同ポイントの場合、価格要素ポイントが高い応札案件を評価順位の上位といたします。
- ・価格要素ポイントおよび非価格要素ポイントの算出の結果、価格要素ポイントが非価格要素ポイントを下回る応札案件があった場合には、経済性にもとづく適正な評価を行う観点から、以下の方法により応札案件の評価順位を決定いたします。

ア 総合ポイントが最も高い応札案件を評価順位1位とし、当該応札案件を除く応札案件において、(1) 価格要素ポイントの再算出 (基準入札価格の補正) を行い、非価格要素ポイントとの合計を総合ポイントとし、総合ポイントが高い応札案件から2位以下の評価順位を決定いたします。

イ 基準入札価格の補正後も価格要素ポイントが非価格要素ポイントを下回る応札案件があった場合は、基準入札価格の補正を繰り返し、総合ポイントが高い応札案件から評価順位を決定いたします。

1.2 落札案件の決定

入札条件に適合する評価順位上位の応札案件から応札量を累計し、募集容量に達する応札案件までを選定いたします。

(1) 落札案件の決定

- ・『8 入札の条件』の各項に適合しているかを、当社が入札書をもとに確認いたします。
 - ・当社は、応札者の応札量を、『1 1 総合評価方式における評価順位の決定』にもとづく評価順位が上位のものから累計し、募集容量に達する直前の最後の応札案件までを落札案件といたします。ただし、周波数調整力提供可能時間が1日のうち24時間未満の場合は応札量を24時間で除して周波数調整力提供可能時間を乗じた値を、運転継続時間が7時間未満の場合は応札量を7時間で除して運転継続時間を乗じた値を応札量としてみなします。
 - ・落札案件の応札量の累計と募集容量との差分（以下「最終必要量」といいます。）の落札案件は、評価順位によらず、応札量が最終必要量以上の案件を対象として以下の方法により決定いたします。
 - ア 応札案件の総合ポイントを応札案件の応札量で除して最終必要量を乗じた値（以下「修正総合ポイント」といいます。）が最も高い応札案件を落札案件といたします。
 - イ 応札量は、『様式1 入札申込書』により応札者からあらかじめ提示された一部切り出しが可能な場合の調整契約電力※を考慮いたします。ただし、修正総合ポイント算出上の応札量は最終必要量を下限といたします。
- ※一部切り出しが可能な場合の入札価格（円／キロワット）については、『様式1 入札申込書』により応札者から提示された入札価格（円／キロワット）と同一といたします。
- ・負荷設備を活用して周波数調整力の提供を行う場合において、複数応札者が同一需要者の負荷設備を活用して応札しているときには、開札後1週間以内に当該応札者全員に対して負荷設備が他の応札者と重複している旨を通知（以下「重複確認通知」といいます。）いたします。当該通知を受けた応札者は、当該通知の翌日から起算して5営業日以内に当該応札における当該需要者の調整力の妥当性（当該需要者が複数の応札者に調整力を提供する場合には、当該応札案件における調整力の妥当性を含みます。）を確認し、その根拠を当社へ回答していただきます。

（2）落札案件決定後の手続き

- ・落札者決定後、すべての応札者に結果をお知らせいたします。
 - ・落札者は、当社と協議のうえ、電源Ⅰ周波数調整力契約を締結していただきます※。
 - ・電源Ⅰ周波数調整力契約における契約電源等については、別途、当社と電源Ⅱ周波数調整力契約を締結していただきます。
 - ・落札案件決定後、当社は最高落札額（円／キロワット）および平均落札額（円／キロワット）を公表いたします。
- ※ジョイント・ベンチャー等のグループとして応札、落札した場合は、代表事業者を含む全参加事業者または代表事業者のいずれかで締結していただきます。なお、代表事業者が締結するときには、代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものといたします。

13 応札方法

応札者は、入札書を募集期間内に2部(本書1部・写し1部)提出するようお願いいたします。

(1) 入札書の提出

ア 提出書類：『様式1 入札申込書』および添付書類(次項(2))

イ 提出方法：提出書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ持参してください。

当社は受領証を発行いたします。持参者は本人の印鑑(認印で可)をお持ちください。

ウ 提出場所：愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー
ネットワーク企画室 エリア需給・広域グループ
「電源I周波数調整力入札」係

エ 募集期間：2019年8月30日(金)～2019年10月28日(月)

・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。

・提出手続を円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。

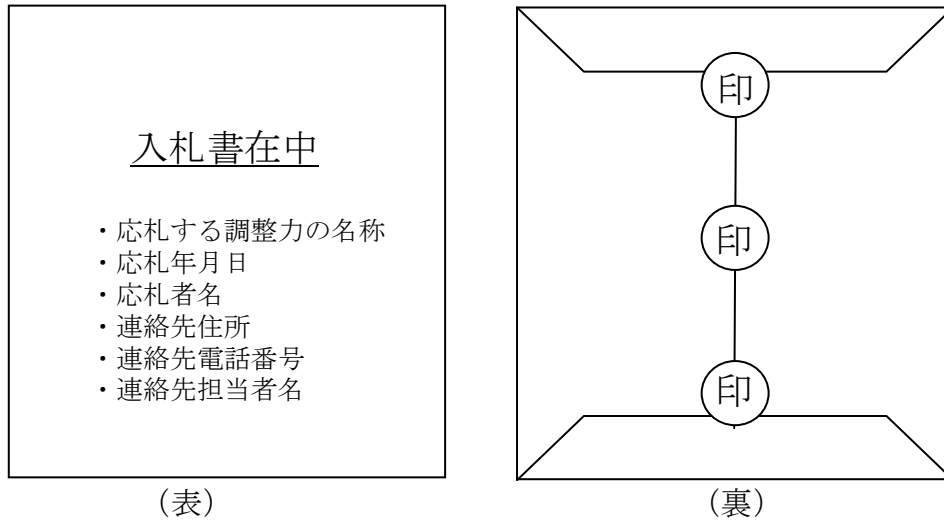
<ご連絡先>

中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー
ネットワーク企画室 エリア需給・広域グループ
「電源I周波数調整力入札」係

オ 入札を無効とするもの：・記名捺印のないもの
・提出書類に虚偽の内容があったもの

(周波数調整力契約電力の妥当性が確認できない場合を含みます。複数の応札者が同一の発電設備等を用いて周波数調整力を提供することにより、周波数調整力契約電力の妥当性が確認できない場合、いずれの入札についても無効といたします。)また、重複確認通知の翌日から起算して5営業日以内に回答がない場合、または回答内容から周波数調整力契約電力の妥当性が確認できない場合は、当該応札における当該需要者の調整能力を無効として評価いたしますが、入札書に記載した周波数調整力契約電力は変更できないものとしたします。)

- ・入札書を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



※添付書類No. 7 の印鑑証明書と同一の印を押捺してください。

※原則として、「JIS 角形 2 号」封筒を使用してください。

(2) 入札書への添付書類 (様式のあるものは、別添様式に従って作成してください。)

No.

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 応札者の概要 | 様式 2 |
| 2 発電設備等の仕様 | 様式 3 |
| 3 周波数制御・需給バランス調整機能 | 様式 4 |
| 4 発電設備等の主要運用値・起動停止条件 | 様式 5-1, 5-2, 5-3 |
| 5 発電設備等の運転実績 | 様式 6 |
| 6 運用条件に係る事項 | 様式 7 |
| 7 入札書に押捺した印章の印鑑証明書 | |

- ・入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。
- ・添付書類 (No. 1 ~ 7) は、該当しない番号のものがあった場合、「該当しない」旨を明記し、通し番号を記入のうえ、すべてを提出してください。
- ・添付書類 No. 1 に関し、会社概要等のパンフレット等を添付してください。

(3) 入札の辞退

- ・入札後に辞退する場合は、ただちに入札辞退書を提出してください。
- ・入札辞退書に押捺する印は、『様式 1 入札申込書』と同一としてください。

(4) その他留意事項

ア 入札の開札

- ・当社は、入札募集締切日の午後4時以降に入札書の開封をいたします。

イ 入札書類の訂正

- ・入札受付後は、原則、入札書類の訂正はできません。

ウ 追加資料提出

- ・当社は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

エ 守秘義務

- ・提出資料および入札を通じて知り得た情報は、当社は入札案件の評価以外の目的で使用いたしません。

14 契約の締結

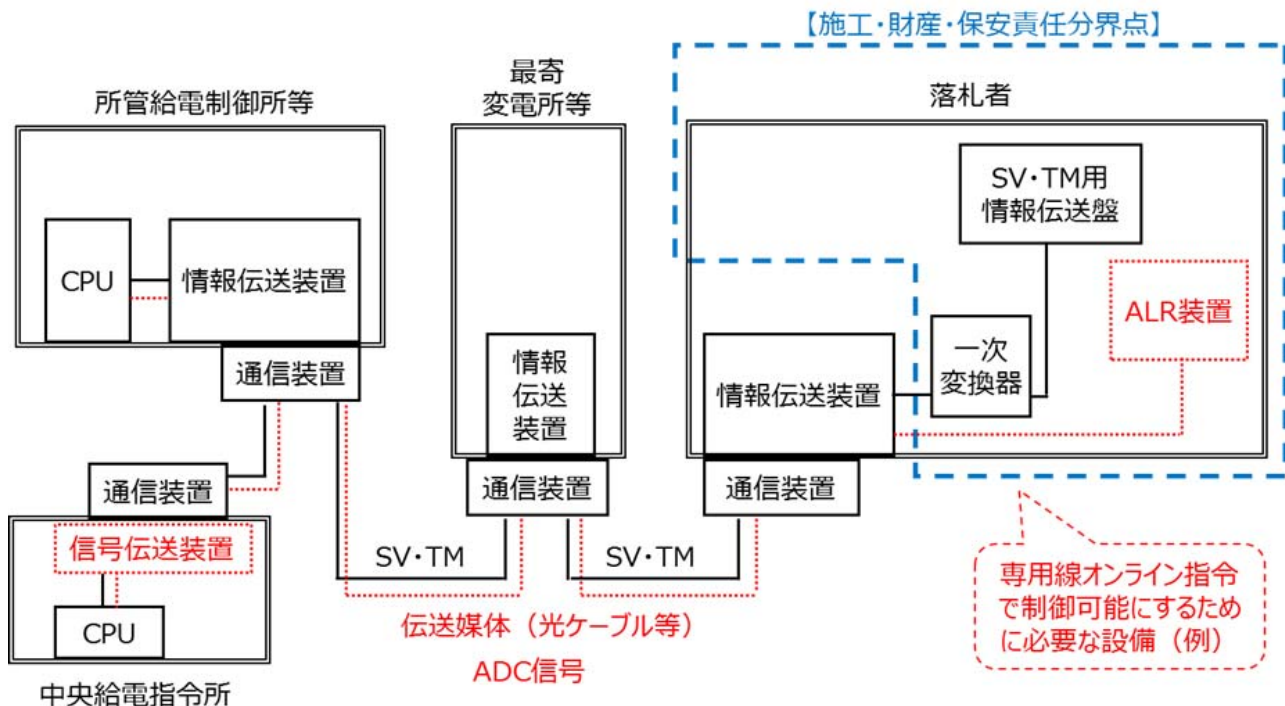
落札者は、当社と協議のうえ電源Ⅰ周波数調整力契約を締結していただきます※。また、電源Ⅰ周波数調整力契約における契約電源等については、別途、当社と電源Ⅱ周波数調整力契約を締結していただきます。

※ジョイント・ベンチャー等のグループとして応札、落札した場合は、代表事業者を含む全参加事業者または代表事業者のいずれかで締結していただきます。なお、代表事業者が締結するときには、代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものといたします。

15 専用線オンライン指令で制御可能にするための設備

当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令で制御可能にするための設備等は、契約者の費用負担にて設置いただきます。また、当社中央給電指令所との間で信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例（発電設備を活用して周波数調整力の提供を行う場合の例）を以下に示しますので参照してください。

費用負担の範囲や負担額、工事の施行区分等、詳細については協議させていただきますので、当社へご相談ください。



16 設備要件・運用要件の確認・試験

設備要件，運用要件を満たしていることについて，適宜確認・試験を行います。

機能	確認方法			試験内容（例）
	現地確認	対向試験	書類確認	
ガバナフリー機能	○			<ul style="list-style-type: none"> ■ 周波数偏差（速度調定率 4% の場合 0.24Hz）を模擬信号として発電機に与え，実出力の 10% の出力変動が行えること。
ADC機能 （自動周波数制御）	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ■ 中央給電指令所からのADCの上げ下げ信号に従い，かつ出力が制御偏差の○%以内で追従することを確認。 ■ 現地での模擬入力および中央給電指令所との対向試験を実施。
給電情報自動伝送		○		<ul style="list-style-type: none"> ■ 中央給電指令所との対向試験を実施。
起動時間 （並列～定格出力到達）	○			<ul style="list-style-type: none"> ■ ホットモード タービンをホットモードにて起動し，起動から 100% 負荷までの時間を計測。 ■ ウォームモード タービンをウォームモードにて起動し，起動から 100% 負荷までの時間を計測。 ■ コールドモード タービンをコールドモードにて起動し，起動から 100% 負荷までの時間を計測。
上記以外で接続技術要件に定める機能			○	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発電機の性能を証明する書類等の提出で確認する。

以上



提出様式

**2019年8月30日
中部電力株式会社**

目 次

様式 1	入札申込書
様式 2	応札者の概要
様式 3	発電設備等の仕様
様式 4	周波数制御・需給バランス調整機能
様式 5 - 1	発電設備等の主要運用値・起動停止条件
様式 5 - 2	
様式 5 - 3	
様式 6	発電設備等の運転実績
様式 7	運用条件に係る事項

入 札 申 込 書

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

勝野 哲 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

中部電力株式会社が公表した「2019年度電源I周波数調整力入札募集要綱」を承認し、下記のとおり入札いたします。

記

1	発電機等所在地および名称			
2	周波数調整力契約電力（送電端値）	キワット		
3	周波数調整力提供可能時間	時間/日（時～時）		
4	運 転 継 続 時 間	時間		
5	年間作業停止計画日数	日間停止予定		
6	年 間 料 金	円		
7	非 価 格 要 素 評 価	項目	点	
		加 点	1	点
			2	点
			3	点
			4	点
			5	点
		減 点	1	点
			2	点
			3	点
8	重 複 入 札	有（電源I需給バランス調整力，電源I ^レ 廠気象対応調整力， 関西電力電源I ^レ 廠気象対応調整力， 北陸電力電源I ^レ 廠気象対応調整力） 無		
9	複 数 入 札	有（電源I需給バランス調整力，電源I ^レ 廠気象対応調整力） 無		

（裏面続く）

10 周波数調整力契約電力の一部切り出しが可能な場合の調整契約電力	キロワット
	～
	キロワット
	～
	キロワット
	～
11 計量器の有無	キロワット
	～
	キロワット
	～
	キロワット
	～
	有 ・ 申請中

(作成にあたっての留意点)

○押印欄については、代表となる1社の住所、会社名、代表者名を記名・捺印してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

○8・9・11については、該当する選択肢を○(マル)で囲んでください。

○10については、周波数調整力契約電力の一部での落札を許容する場合に、調整可能な周波数調整力契約電力(「調整契約電力」といいます。)を記載してください。

ここで記載された内容は、入札要綱『12 落札案件の決定』(1)にもとづく落札者の選定に活用いたします。

なお、周波数調整力契約電力の一部での落札を許容しない場合には、記載不要です。

○11については、アグリゲーターが契約される場合は、約款に基づく計量器の有(ただし調整力ベースラインの設定ならびに当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。)、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるか該当する選択肢を○(マル)で囲んでください。なお、アグリゲーターが集約する需要家等において1件でも計量器取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を○(マル)で囲んでください。

応札者の概要

会社名	
業種	
本社所在地	
設立年月日	
資本金 (円)	
売上高 (円)	
総資産額 (円)	
従業員数 (人)	
事業税 課税標準	収入課税 ・ 所得課税

(作成にあたっての留意点)

○業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。

○応札主体が、合併会社の場合や落札後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料(パンフレット等)を添付してください。

○資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値(単独決算ベース)を記載してください。なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記載してください。

○応札者が適用する事業税課税標準について、○(マル)で囲んでください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

発電設備等の仕様（火力発電機）

1 発電機の所在地

- (1) 住所 _____
 (2) 名称 _____

2 営業運転開始年月日 ____年__月__日

3 使用燃料・貯蔵設備等

- (1) 種類 _____
 (2) 発熱量 _____ (J/kl, J/t)
 (3) 燃料貯蔵設備 総容量 _____ (kl, t)
 タンク基数 _____ 基
 備蓄日数 _____ 日分 (100%利用率)
 (4) 燃料調達計画

--

4 発電機

- (1) 種類 (形式) _____
 (2) 定格容量 _____ kVA
 (3) 定格電圧 _____ kV
 (4) 連続運転可能電圧 (定格比) _____ % ~ _____ %
 (5) 定格力率 _____ %
 (6) 周波数 _____ Hz
 (7) 連続運転可能周波数 _____ Hz ~ _____ Hz

5 熱効率 (LHV), 所内率

- (1) 発電端熱効率 _____ %
 (2) 送電端熱効率 _____ %
 (3) 所内率 _____ %

6 その他機能の有無

- (1) ブラックスタート機能 有 ・ 無
 (2) FCB運転機能 有 ・ 無
 (3) DSS機能 有 ・ 無

(作成にあたっての留意点)

- 発電機の性能（発電機容量、周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号を送受信する機能）を証明する書類を添付してください。
 ○「6 その他機能の有無」では、該当する選択肢を○（マル）で囲ってください。
 ○用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。

発電設備等の仕様（水力発電機）

1 発電機の所在地

- (1) 住所 _____
 (2) 名称 _____

2 営業運転開始年月日 ____年__月__日

3 最大貯水容量 _____ (10³m³)

4 発電機

- (1) 種類（形式） _____
 (2) 定格容量 _____ kVA
 (3) 定格電圧 _____ kV
 (4) 連続運転可能電圧（定格比） _____ % ~ _____ %
 (5) 定格力率 _____ %
 (6) 周波数 _____ Hz
 (7) 連続運転可能周波数 _____ Hz ~ _____ Hz

5 所内率 _____ %

6 その他機能の有無

- (1) ブラックスタート機能 有 ・ 無
 (2) ポンプアップ 有 ・ 無
 (3) 可変速運転機能 有 ・ 無
 (4) 調相運転機能 有 ・ 無

（作成にあたっての留意点）

- 発電機の性能（発電機容量、周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号を送受信する機能）を証明する書類を添付してください。
 ○ 「6 その他機能の有無」では、該当する選択肢を○（マル）で囲ってください。
 ○ 用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。

発電設備等の仕様（負荷設備を活用して周波数調整力の提供を行う場合）

DRを実施する需要者等の一覧

	電源等名称	住所	需要者	供給地点特定番号	最大供出電力 (kW)	電源等種別	具体的供出方法	契約者からの指示手段
①						電源・需要抑制		
	電源設備または 負荷設備の仕様							
	一般送配電事業者以外に、需要抑制により生じる 供給力を提供するか否か	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者への提供のみを実施する 一般送配電事業者以外の小売電気事業者へも提供する 			計量器の有無	有 ・ 申請中		
②						電源・需要抑制		
	電源設備または 負荷設備の仕様							
	一般送配電事業者以外に、需要抑制により生じる 供給力を提供するか否か	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者への提供のみを実施する 一般送配電事業者以外の小売電気事業者へも提供する 			計量器の有無	有 ・ 申請中		

（作成にあたっての留意点）

- 契約電力を変更しないことを前提に落札候補者選定後の需要家の追加、差し替えは可能とします。
- 「一般送配電事業者以外に、需要抑制により生じる供給力を提供するか否か」では、該当する選択肢を○（マル）で囲んでください。
- 「電源等種別」では、該当する選択肢を○（マル）で囲んでください。また、「電源」の場合、発電設備の基本仕様、起動カーブ、提供期間における発電余力が分かる書類を添付してください。
- 「計量器の有無」では、約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを「申請中」のいずれか一方を○（マル）で囲んでください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。

周波数制御・需給バランス調整機能

発電機等名	定格出力 (MW)	OP運転時 最大出力 (MW)	ガバナフリー幅 (%)	速度調定率 (%)	ADC幅 ^{※1} (kW)	最低出力 (MW)	ADC運転 可能出力帯 切替所要時間 ^{※3} (min)
					ADC変化速度 ^{※2} (MW/min)		

※1 出力によりADC幅に差がある場合には区分して記載してください。

※2 出力により変化速度に差がある場合には区分して記載してください。

※3 運転可能出力帯切替時に、補機の起動・停止で時間を要するユニットがある場合に記載してください。

(作成にあたっての留意点)

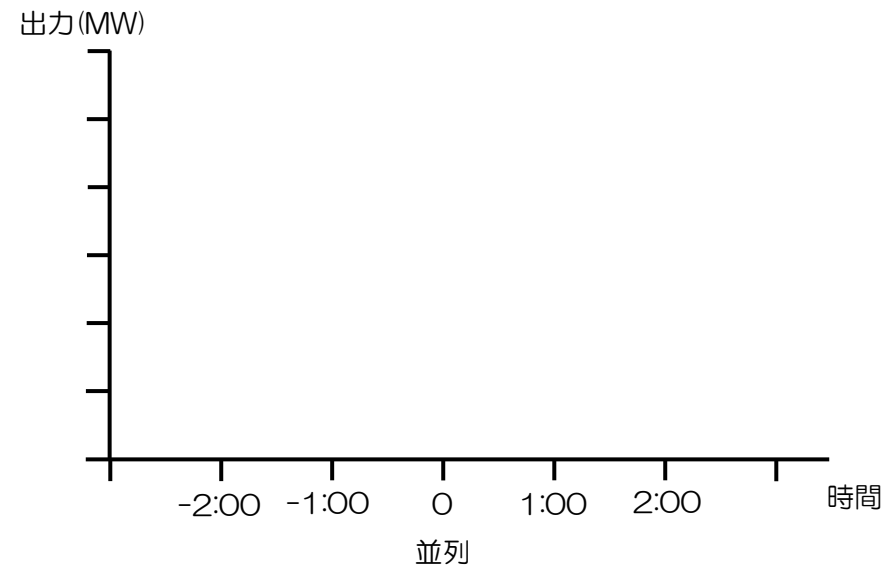
○上記の性能および機能を証明する書類を添付してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。

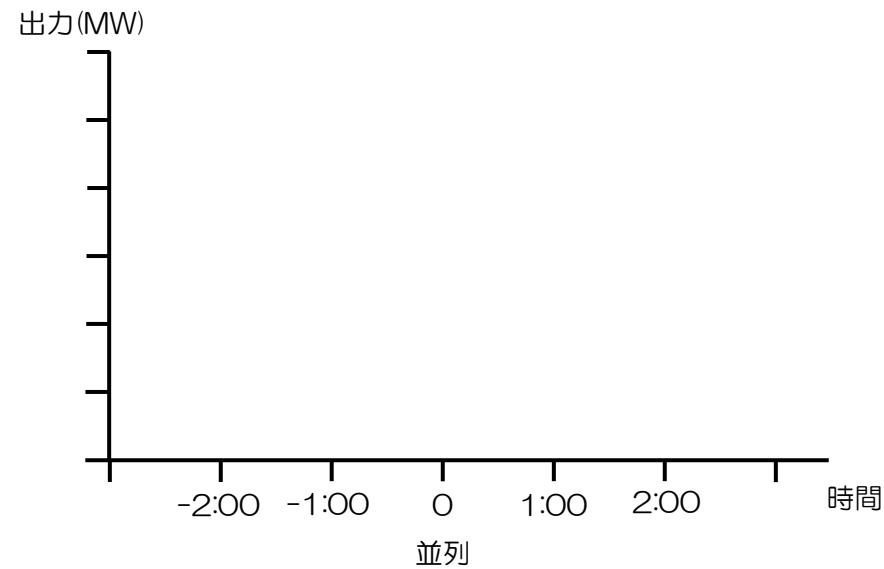
発電設備等の主要運用値・起動停止条件（火力発電機）

発電機名	定格出力 (MW)	起 動									停 止				その他制約	
		区分	停止時間 (H)	指令～フル出力（並列時間基準）					給電運用		標準停止		冷却停止		運転可能時間	起動可能回数
				起動指令 (H:M)	ボイラ点火 (H:M)	タービン起動 (H:M)	並列 (H:M)	定格出力 (H:M)	並列から (H:M)	出力 (MW)	定格出力～解列 (H:M)	解列時出力 (MW)	定格出力～解列 (H:M)	解列時出力 (MW)		
		ベリ－ホット					0									
		ホット					0									
							0									

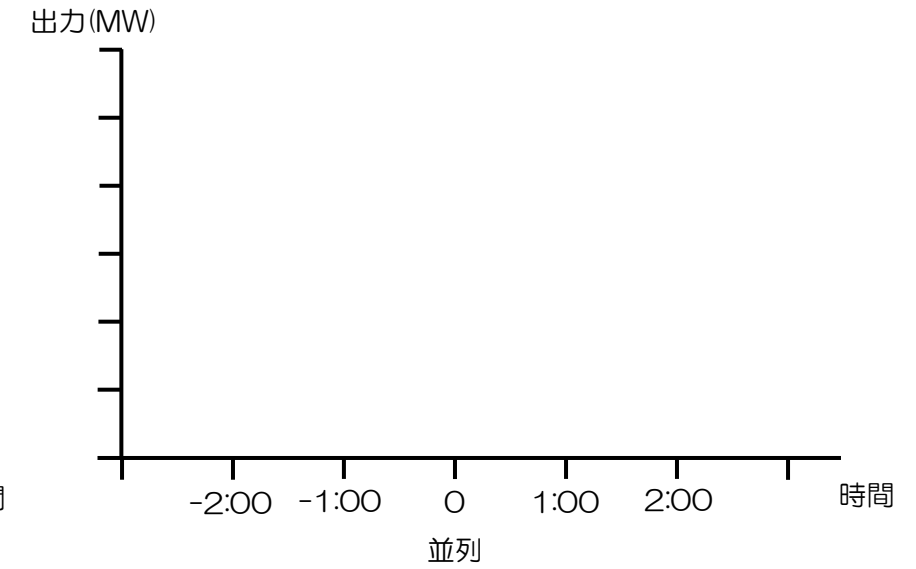
<起動パターン（区分： ）>



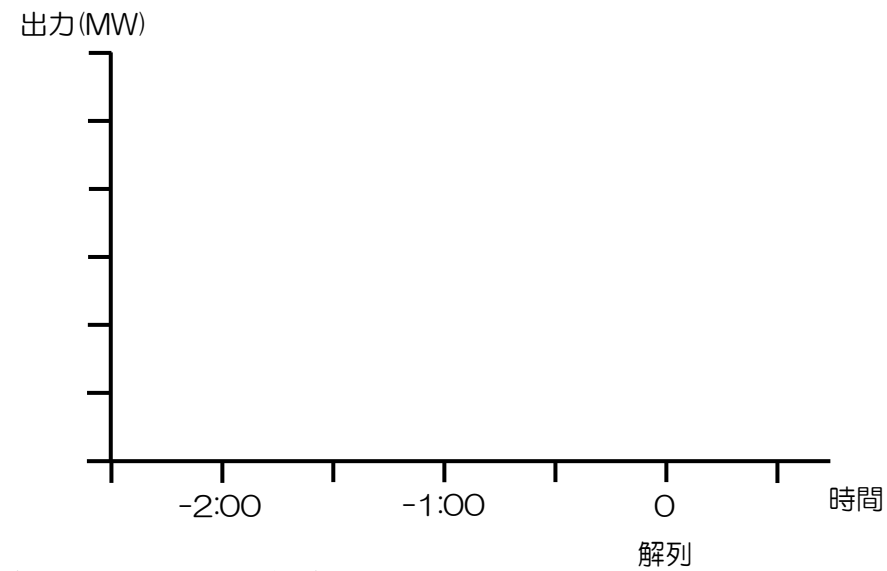
<起動パターン（区分： ）>



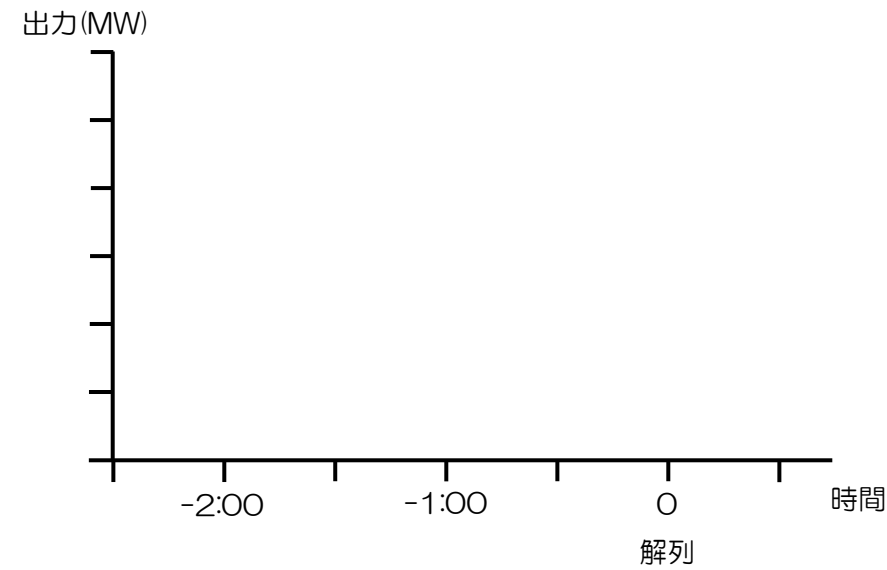
<起動パターン（区分： ）>



<停止パターン（標準停止）>



<停止パターン（冷却停止）>



（作成にあたっての留意点）

○発電機に複数の起動区分がある場合、すべての起動区分（ベリ－ホット、ホット等）を記載してください。また、起動区分に応じ、起動指令～定格出力・給電運用までの起動パターンを記載してください。

○上記の性能および機能を証明する書類を添付してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください

発電設備等の主要運用値・起動停止条件（水力発電機）

発電所名	定格出力 (MW)	最低出力 (揚水動力) (MW)	使用水量 (m ³ /s)	発電・揚水容量			揚水 総合効率 [※] (%)	貯水池名称	貯水池容量 (10 ³ m ³)	フル発電 可能時間	●時間継続 可能出力 (MW)	揚発 供給力 [※] (MW)	指令～並列時間(min)	
				号機	発電 (MW)	揚水 [※] (MW)							使用水量 (m ³ /s)	発電

※ 揚水式水力発電所の場合に記載してください。

（作成にあたっての留意点）

○上記の性能および機能を証明する書類を添付してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。

発電設備等の主要運用値・起動停止条件（火力発電機：「最低出力～ADC運転可能最低出力」の運用値）

発電機名	定格出力 (MW)	最低出力 (MW)	ADC運転可能最低出力 (MW)	「最低出力～ADC運転可能最低出力」の運用値			備考
				出力 (MW)	運転継続必要時間	出力変化速度 (MW/min)	

<最低出力～ADC運転可能最低出力間の運用値>



(作成にあたっての留意点)

○上記の性能および機能を証明する書類を添付してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。

発電設備等の運転実績

- 1 周波数調整力を提供する発電機等の運転実績（前年度）について記載してください。
（DRを活用して応札される場合、当社との瞬時調整契約の実績、過年度の調整力契約実績、DR実証事業などへの参画実績等を記載してください。）

発電所等名	
定格出力	キロワット
営業使用開始年月	年 月
運転年数	年 ヶ月（2019年3月末時点）
総発電電力量	キロワット時（2019年3月末時点）
設備利用率※	約 %

※DRを活用して応札される方は記載不要です。

- 2 主要な設備の定期点検の実績について記載してください。

（作成にあたっての留意点）

- 記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

運用条件に係る事項

運 転 継 続 時 間	※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記載してください。
A D C 運 転 可 能 時 間	※A D C 運転可能時間に制約がある（24時間のA D C 運転ができない）場合、その具体的な理由、ならびに、運用上留意すべき事項があればその内容を、記載してください。
計 画 停 止 の 時 期 お よ び 期 間 等	※提供期間内における定期点検等の実施時期や、その期間を記載してください。また、実施時期を限定する必要がある場合は、その旨についても記載してください。 ※定期点検等の他に、設備都合による作業停止や出力抑制が必要な場合は、実施インターバル、期間および内容について記載してください。
運 転 管 理 体 制	※当社中央給電指令所からの給電指令に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記載してください。
給電指令対応システム	※当社中央給電指令所からの給電指令に対応するためのシステム概要について記載してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、D R を活用して応札される場合、アグリゲータが当社中央給電指令所からの信号を受信し、個別需要者等への指令を行うまでの方法も含めて記載してください。）
そ の 他	※その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記載してください。

（作成にあたっての留意点）

- 記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。



《 お問い合わせ 》

中部電力株式会社

電力ネットワークカンパニー

ネットワーク企画室 エリア需給・広域グループ

「電源 I 周波数調整力入札」係

〒461-8680 愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

e-mail : Chouseiryoku.Toiwase@chuden.co.jp

【入札募集の専用ウェブページ】

<http://www.chuden.co.jp/corporate/chouseiryoku/index.html>